

平成30年度

人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

目 次

I	人事委員会	1
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	8
1	組織及び職員の配置	8
(1)	組 織	8
(2)	職員の配置	8
2	事務分掌	9
3	公平委員会事務の受託団体	10
III	任用業務	11
1	競争試験	11
(1)	採用試験	11
ア	試験実施概要	12
イ	試験実施結果	17
2	選 考	23
(1)	採用選考	23
ア	適用根拠規定状況	23
イ	職種別状況	24
ウ	公開選考試験実施結果	25
IV	給与業務	30
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	30
(1)	報 告	30
ア	職員給与等に関する報告	30
イ	人事管理に関する報告	37
ウ	勧告実施の要請	43
(2)	勧 告	43
ア	職員の給与に関する条例、県立学校の教職員の給与に関する条例及び 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正	43
イ	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	44
ウ	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	44
エ	改定の実施時期	44
2	給与の支払監理の実施状況	45
3	給与関係規則等の制定及び改正の状況	45

V 公平審査等業務	47
1 公平審査事案の処理	47
(1) 不利益処分に関する審査請求の審査	47
ア 県 関 係	47
イ 受託団体関係	47
(2) 勤務条件に関する措置要求の審査	47
ア 県 関 係	47
イ 受託団体関係	47
(3) 苦情処理に関する事項	47
ア 県 関 係	47
イ 受託団体関係	47
(4) 公務災害補償に関する審査	48
2 職員団体等関係事務	48
(1) 職員団体の登録	48
ア 県 関 係	48
イ 受託団体関係	48
(2) 職員団体等の規約の認証	50
(3) 管理職員等の範囲の指定	50
ア 県 関 係	50
イ 受託団体関係	50
3 労働基準監督機関の職権行使	51
(1) 労働基準法別表第1による号別区分	51
(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査	53
(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況	54
4 勤務条件等実態調査	55
5 勤務時間・休暇等関係規則の改正等の状況	55

(参考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間（平成31.4.1現在）	56
2 委員会の構成（平成31.4.1現在）	58
3 事務局職員名簿（平成31.4.1現在）	58

I 人事委員会

1 委員会の権限

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- ク 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ケ 職員の苦情を処理すること。
- コ 職員の退職管理に関すること。
- サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職權行使等）

(2) 準立法的権限

- 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する審査の請求を審査すること。

2 委員会の構成

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	中 村 寿 夫	平 27. 7.26～ 令 元. 7.25	弁護士
委員長職務 代 理 者	本 間 恵美子	平 30.10.11～ 令 4.10.10	(元)公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長
委 員	長谷川 真 二	平 29. 7. 8～ 令 3. 7. 7	(元)島根県地域振興部長

3 委員会の開催状況

回	年月日	議 案
第1451回	30. 4.26	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施の変更について 2. 採用試験合否判定要領の一部改正について 3. 平成30年度職種別民間給与実態調査の実施について <p>付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員大学卒業程度採用試験の実施について 2. 平成30年度島根県職員（診療放射線技師）採用試験の実施について 3. 平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施について 4. 平成30年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の実施について 5. 平成30年度島根県職員（警察心理）採用選考試験の実施について 6. 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請について 7. 宿日直の許可申請について <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会の日程について
第1452回	30. 6. 6	<p>付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 宿日直の許可申請について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会の職場訪問について

回	年月日	議案
		<p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採用試験の応募状況について 2. 6月定例議会の出席者について 3. 今後の人事委員会の日程について
第1453回	30. 7. 4	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の合格者決定について 2. 宿日直の許可について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会の職場訪問について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員採用大学卒業程度試験の第2次試験面接員（案）について 2. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1454回	30. 7.19	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員（獣医師）採用選考試験の合格者決定について 2. 平成30年度島根県職員（薬剤師）採用選考試験の合格者決定について 3. 平成30年度島根県職員（経験者）採用試験の実施について 4. 平成30年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施について 5. 平成30年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施について 6. 平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第3回）の実施について 7. 平成30年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験の実施について 8. 平成30年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の実施について 9. 採用試験合否判定要領の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年職種別民間給与実態調査の実施状況について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について 2. 9月定例議会の日程について

回	年月日	議案
第1455回	30. 8.17	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成30年度島根県職員（診療放射線技師）採用試験の合格者決定について 3. 平成30年度島根県職員（警察心理）採用選考試験の合格者決定について 4. 平成30年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について 5. 採用試験合否判定要領の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会勧告について
第1456回	30. 9. 4	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の合格者決定について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験の結果について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会勧告について
第1457回	30. 9.11	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験の実施について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会勧告について
第1458回	30. 9.21	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会勧告について
第1459回	30. 9.28	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験（第2回）の実施について 2. 人事委員会勧告について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 追加募集の実施について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会の開催予定について

回	年月日	議案
第1460回	30.11.14	<p>委員長職務代理者の指定 付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員採用高校卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成30年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について 3. 採用試験合否判定要領の一部改正について 4. 平成30年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 5. 平成30年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験の合格者決定について 6. 平成30年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について 7. 平成30年度島根県警察官（再採用）採用選考試験の実施について 8. 不利益処分に対する審査請求の受理について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会の開催予定について
第1461回	30.12. 6	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について 2. 平成30年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験の合格者決定について 3. 平成30年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の合格者決定について 4. 平成30年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第2回）の合格者決定について 5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県警察官（再採用）採用選考試験の実施について 2. 条例案に対する意見について 3. 解雇予告除外認定について

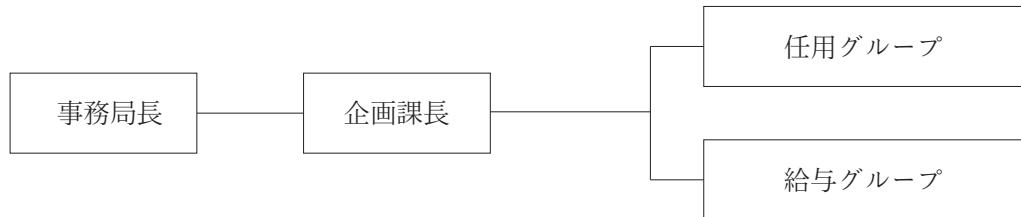
回	年月日	議案
第1462回	30.12.21	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第3回）の合格者決定について 2. 平成30年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第2回）の合格者決定について 3. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 4. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方警察職員の特殊勤務手当の見直しについて <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 島根県職員採用大学卒業程度試験（行政）について
第1463回	31. 1.24	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の合格者決定について 2. 平成30年度島根県警察官（再採用）採用選考試験の合格者決定について 3. 平成30年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第3回）の合格者決定について 4. 宿日直の許可申請について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見及び規則改正等について 2. 採用試験の見直しについて <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度中国地方人事委員会協議会委員全員会議について
第1464回	31. 2. 6	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について 2. 職員の採用選考について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採用試験の見直しについて 2. 平成31年度職員採用試験の実施予定について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の日程について
第1465回	31. 2.28	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31（2019）年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施について 2. 職員の採用選考について

回	年月日	議案
		<p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成30年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について</p>
第1466回	31. 3.13	<p>付議事項</p> <p>1. 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>2. 職員の採用選考について</p> <p>3. 行政組織の改正等に伴う職務の級及び管理職手当の決定について</p> <p>4. 宿日直の許可申請について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会規則の一部改正について（時間外勤務等上限規定）</p> <p>報告事項</p> <p>1. 人事委員会規則の一部改正について</p>
第1467回	31. 3.25	<p>付議事項</p> <p>1. 職員の採用選考について</p> <p>2. 人事委員会規則の一部改正について（服務関係）</p> <p>3. 人事委員会規則の一部改正について（時間外勤務等上限規定）</p> <p>4. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>5. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会規則（会計年度任用職員関係）の一部改正について</p>

II 人事委員会事務局

1 組織及び職員の配置

(1) 組 織



(2) 職員の配置

(単位：人)

区 分	職 名							計
	局長	課長	グループ リーダー	主幹	企画員	主任	主事	
事務局長	1							1
企画課長		1						1
任用グループ			1		2	1		4
給与グループ			1	1		1	1	4
計	1	1	2	1	2	2	1	10

2 事務分掌

企画課

(任用グループ)

1. 人事委員会の議事に関すること。
2. 任用制度に関すること。
3. 採用試験に関すること。
4. 選考に関すること。
5. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関すること。
6. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
7. 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
8. 職員からの苦情相談に関すること。
9. 労働基準監督機関の職権の行使に関するこ (36協定関係に限る。)。
10. 退職管理に関するこ。
11. 分限、懲戒及び処分に関するこ。
12. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関するこ。
13. 文書管理及び公印の管守に関するこ。
14. 予算、経理その他庶務事務に関するこ。

(給与グループ)

1. 紹与制度に関するこ。
2. 職員紹与及び民間紹与の実態調査に関するこ。
3. 紹与の支払監理に関するこ。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関するこ。
5. 労働基準監督機関の職権の行使に関するこ。

3 公平委員会事務の受託団体

平成30年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職員数	受託年月日	町 村 名	職員数	受託年月日
奥出雲町	248	H17. 3.31	吉賀町	101	H17.10. 1
飯南町	150	H17. 1. 1	隱岐の島町	260	H16.10. 1
川本町	58	S41. 4. 1	海士町	75	S41. 4. 1
美郷町	101	H16.10. 1	西ノ島町	78	S41. 4. 1
邑南町	208	H16.10. 1	知夫村	38	S41. 4. 1
津和野町	132	H17. 9.25	計	1,449	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職員数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	17	S47. 4. 1
鹿足郡事務組合	津和野町滝元668	9	S47.11. 1
島前町村組合	西ノ島町美田2071-1	63	S52. 4. 1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	31	S59. 4. 1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市幸地1319	2	S60. 7. 1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	7	H 5. 4. 1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	110	H 5. 8. 1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	24	H 6. 8. 1
雲南広域連合	雲南市木次町里方1100-6	119	H11.10. 1
隱岐広域連合	隱岐の島町都万2016	244	H11.10. 1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	18	H19. 4. 1
計		644	

※職員数は、平成30年地方公務員給与実態調査による。

III 任用業務

1 競争試験

(1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和56年度まで実施していた級別（上級、中級、初級職）試験制度を改め、昭和57年度からは、程度別（大学卒業程度、高校卒業程度）試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和59年度から資格免許職試験として実施している。

平成4年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求める「経験者試験」を実施するほか、平成6年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置（東京：平成3年度～・大阪：平成4年度～）や、募集活動、受験申込みへのインターネットの活用など情報化に対応した取り組みも行ってきている。

平成19年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官（武道）採用試験を新たに実施し、平成20年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成22年度からは、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成25年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくなるため専門試験の解答数を40題から20題に減らし、試験時間を120分から90分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第2次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

平成28年度は、受験年齢の見直しを行い、大学卒業程度試験「行政」区分の受験年齢上限を32歳から29歳に引き下げ、経験者採用試験「行政」区分の対象年齢を「25歳～35歳」から「30歳～37歳」に変更したほか、地区別採用試験でも変更を行った。また、経験者採用試験について、幅広い経験を持った多様な人材を確保するため、自己アピール論文試験及び自己PR型個別面接試験を導入し、平成29年度からは経験者採用試験「行政」以外の対象年齢を「33歳～37歳」から「33歳～40歳」に変更した。

平成30年度は、9月の資格免許職試験で実施していた診療放射線技師の実施時期の早期化を図り6月に実施した。また、経験者採用試験に大阪会場を追加した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験では16区分で実施し、採用予定数は100人と前年の122人を下回り、受験者数も前年を下回った。高校卒業程度試験では8区分で実施し、採用予定者数は28人と前年を下回り、受験者数も前年をやや下回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験（1区分）と警察官採用試験を実施した。警察官採用試験では「武道」区分を第1回試験時に実施することとした。また大雨により第2回試験の受験者の来場に影響があったことから第3回の試験を実施した。

ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・保健師・食品衛生・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・電気・埋蔵文化財保護・警察事務・少年補導	[行政] 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者若しくは平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者 [行政を除く試験区分] 昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者若しくは平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者	5月2日から5月25日まで	6月24日から8月3日まで	7月28日から	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 記述式 (埋蔵文化財保護) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (行政・警察事務) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	建築・埋蔵文化財保護	生まれた者若しくは平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者	11月26日から12月18日まで	1月5日から1月6日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分 (建築) 記述式 (埋蔵文化財保護) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	—

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A, B(出雲)・学校事務A, B(石見)・学校事務A(隠岐)・警察事務	[学校事務A]平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者[学校事務Aを除く試験区分]平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者	7月23日から8月24日まで	9月23日	10月21日から10月24日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	診療放射線技師	平成2年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	5月2日から5月25日まで	6月24日	7月29日から8月3日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	平成2年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む)	7月23日から8月24日まで	9月23日	10月21日から10月24日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
経験者採用試験	行政	昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者	8月6日から9月14日まで	10月14日	11月24日から11月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール 論文試験 自己PR型面接試験	人物試験 個別面接 適性検査
			同上	同上	11月24日	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 記述式 自己アピール 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
警察官(大学卒・第1回)試験	10月採用男 性・10月採用女性	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月12日から4月20日まで	5月13日	6月17日から6月21日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒・ 第1回) 試験	4月採用男 性・4月採 用女性・武 道	[男性・女性] 昭和60年4月2 日以降に生ま れた者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (卒業見込者含 む) [武道] 次のア及びイに 該当する者 ア 平成4年4 月2日以降に 生まれた男性 で、学校教育 法による大学 を卒業した者 (卒業見込者 含む) イ 柔道又は剣 道の段位3段 以上の者	同上	同上	6月16日 から 6月21日 まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検 査 (武道は身 体検査のみ) 特技加点 (武道を除 く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)
警察官 (大学卒・ 第2回) 試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和60年4月2 日以降に生ま れた者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (卒業見込者含 む)	5月14日 から 6月13日 まで	7月8日	8月19日 から 8月21日 まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検 査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒・ 第3回) 試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和60年4月2 日以降に生ま れた者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (卒業見込者含 む)	8月13日 から 9月21日 まで	10月20日	12月3日 から 12月5日 まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検 査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性・武道	[男性・女性] 昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く） [武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性（ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く） イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、平成31年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）	7月23日から8月24日	9月16日	10月28日から10月30日まで	教養試験 五肢扱一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定員	受験申込者数(A)	受験者数(B)		受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)		第2次試験受験者数(計)	最終合格者数(D)		最合格率(①)/(B)	最高倍率(B)/(①)	終業率R1.5.1在現			
				大学卒	短大卒		高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				
行 化	政	36	男	132	99	7	1	107	81.1%	53	57	22	20.6%	4.9			
			女	62	47	1	1	49	79.0%	32	33	23	46.9%	2.1			
			計	194	146	1	8	156	80.4%	85	90	88	28.8%	3.5			
心	理	1	男	8	6	6	75.0%	6		6	5	2	33.3%	3.0			
			女	4	2	2	50.0%	2		0	5	2	25.0%	4.0			
			計	12	8	8	66.7%	6		6	5	2	25.0%	4.0			
児 童 福 祉	理	2	男	3	2	2	66.7%	1		1	1	0	0.0%	0.0			
			女	3	2	2	66.7%	2		2	2	1	50.0%	2.0			
			計	6	4	4	66.7%	3		3	3	1	25.0%	4.0			
大 学 卒 業 程 度	保 健 師	2	男	2	2	2	100.0%	1		2	2	1	50.0%	2.0			
			女	7	7	7	100.0%	5		5	5	1	33.3%	3.0			
			計	9	9	9	100.0%	6		6	6	2	40.0%	2.5			
畜 農	食 品 衛 生	1	男	6	4	4	66.7%	2		2	2	1	50.0%	2.0			
			女	6	6	6	100.0%	3		3	3	1	14.3%	7.0			
			計	12	10	10	83.3%	5		5	5	1	22.2%	4.5			
林 水	業	11	男	27	21	2	85.2%	19		2	21	19	7	30.4%	3.3		
			女	7	7	7	100.0%	6		6	6	4	57.1%	1.8			
			計	34	28	2	88.2%	25		2	27	25	11	36.7%	2.7		
	産	3	男	2	1	2	100.0%	1		1	1	1	50.0%	2.0			
			女	3	1	3	100.0%	2		2	2	2	66.7%	1.5			
			計	5	3	5	100.0%	2		3	3	2	60.0%	1.7			
	業	6	男	11	10	10	90.9%	7		7	7	4	40.0%	2.5			
			女	4	2	2	50.0%	2		2	2	2	100.0%	1.0			
			計	15	12	12	80.0%	9		9	9	6	50.0%	2.0			
	産	3	男	5	3	2	100.0%	2		2	4	4	1	2	40.0%	2.5	
			女	2	1	0	0.0%	2		2	4	4	1	1	2	40.0%	2.5
			計	7	3	2	71.4%	2		2	4	4	1	1	2	40.0%	2

試験種類	試験区分	採用予定員	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最合率(①)/(②)	最高倍率(B)/(①)	終現率R.1.5.1	
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
総合土木	性別	男女	17	12	12	70.6%	7	7	7	7	7	58.3%	7	58.3%	1.7	6	1		
		男女計	5	3	1	4	80.0%	2	2	2	2	50.0%	2	50.0%	2.0	1	1		
建築	性別	男女	7	5	5	71.4%	9	9	9	9	9	56.3%	9	56.3%	1.8	7	7		
		男女計	0	0	5	71.4%	5	5	5	5	4	80.0%	4	80.0%	1.3	3	3		
電気	性別	男女	10	6	1	70.0%	4	1	5	5	5	4	4	4	80.0%	1.3	3		
		男女計	0	6	1	70.0%	4	1	5	5	5	4	4	4	57.1%	1.8	4		
埋蔵文化財保護	性別	男女	16	14	14	87.5%	6	6	6	6	6	2	2	2	14.3%	7.0	1		
		男女計	8	4	4	50.0%	6	0	0	0	6	2	2	2	14.3%	7.0	1		
警察事務	性別	男女	5	4	4	80.0%	1	1	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	1		
		男女計	18	13	1	77.8%	8	1	9	9	5	5	5	5	35.7%	2.8	4		
少青年補導	性別	男女	3	2	2	66.7%	2	2	2	2	1	1	1	1	50.0%	2.0	1		
		男女計	3	3	3	100.0%	2	3	2	2	1	1	1	1	33.3%	3.0	1		
建業(1月実施)	性別	男女	1	0	0	75.0%	3	1	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	1		
		男女計	6	2	5	100.0%	2	1	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	1		
埋蔵文化財保護(1月実施)	性別	男女	1	1	1	83.3%	5	5	5	5	5	5	5	5	27.8%	3.6	4		
		男女計	6	2	5	83.3%	4	4	4	4	4	4	4	4	40.0%	2.5	2		
建業(1月実施) 第2次試験なし																			
埋蔵文化財保護(1月実施) 第2次試験なし																			
合 計			102	男女	261	195	1	8	6	210	80.5%	118	1	4	5	128	57	1	
			398	男女計	137	104	2	1	1	108	78.8%	67	2	0	0	69	43	0	
			299		3	9	7	318	79.9%	185	3	4	5	4	197	191	100		
															1	102	1		
															0	102	88		

第1次試験：6月24日 第2次試験：7月28日～8月3日
埋蔵文化財保護（1月実施） 1月5日～6日（第2次試験なし）

試験種類	試験区分	採用予定員	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最合率(①)/(②)	終倍率(③)/(④)	採用者数現R.1.5.1				
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計						
一般事務	6	男	54	5	30	13	48	88.9%	2	5	5	12	1	1	1	2	4.2%	24.0	2			
		女	19	2	10	3	15	78.9%	1	3	4	4	1	3	4	26.7%	3.8	3				
総合土木	7	男	20	16	40	16	63	86.3%	3	8	5	16	2	1	3	9.5%	10.5	5				
		女	5	2	3	5	100.0%	15	2	3	5	5	1	2	3	61.1%	1.6	10				
学校事務A (出雲地区)	5	男	35	22	1	4	3	30	85.7%	9	1	10	9	3	2	3	10.0%	10.0	3			
		女	31	16	4	2	3	25	80.6%	3	3	2	2	1	2	2	8.0%	12.5	2			
学校事務A (石見地区)	2	男	9	5	1	4	3	8	88.9%	3	1	4	4	1	1	1	12.5%	8.0	1			
		女	5	4	1	5	1	5	100.0%	2	2	2	1	1	1	1	20.0%	5.0	1			
学校事務B (出雲地区)	3	男	12	1	9	1	11	91.7%	3	1	4	4	1	1	1	1	15.4%	6.5	2			
		女	8	2	2	1	5	62.5%	1	1	2	4	3	2	2	2	15.4%	6.5	2			
学校事務B (石見地区)	1	男	2	2	1	1	2	16	80.0%	1	4	3	8	8	2	1	1	20.0%	5.0	1		
		女	3	1	1	1	3	100.0%	1	1	2	4	3	4	4	1	1	18.8%	5.3	3		
学校事務B (隠岐地区)	1	男	2	1	1	2	1	2	100.0%	1	1	2	2	2	1	1	0	0.0%	2.0	1		
		女	2	1	1	2	1	2	100.0%	1	1	2	2	2	1	1	1	33.3%	3.0	0		
警察事務	3	男	12	1	8	3	12	100.0%	1	5	6	6	4	1	1	1	50.0%	2.0	1			
		女	20	4	9	5	18	90.0%	2	4	4	10	10	2	2	5	41.7%	2.4	3			
		計	32	1	4	17	8	30	93.8%	1	2	9	4	16	4	1	27.8%	3.6	5			
		男	146	28	7	68	28	131	89.7%	13	2	29	13	57	8	1	25	19.1%	5.2	22		
		女	91	20	12	27	17	76	83.5%	5	4	11	10	30	3	2	5	7	22.4%	4.5	13	
		計	237	48	19	95	45	207	87.3%	18	6	40	23	87	11	3	16	12	42	20.3%	4.9	35

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月21日～24日

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最合格率(①)/(B)	終合格率(①)/(D)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R.1.5.1現在			
				申込者数(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計					
資格免許	診療放射線技師	1	男	3	3	0	0	0	3	100.0%	3	1	3	1	1	1	33.3%	3.0	1			
			女	2	2	0	0	0	2	100.0%	1	0	1	1	0	0	0.0%	0.0%	0			
職合	臨床検査技師	1	男	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	20.0%	5.0	1			
			女	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	20.0%	5.0	1			
	合 計	2	男	3	3	0	0	0	3	100.0%	3	0	0	3	1	0	0	1	33.3%	3.0	1	
			女	2	2	0	0	0	2	100.0%	1	0	0	1	1	0	0	0	0.0%	0		
		計	男	5	5	0	0	0	5	100.0%	4	0	0	4	4	1	0	0	1	20.0%	5.0	1
			女	5	5	0	0	0	5	100.0%	4	0	0	4	4	1	0	0	1	20.0%	5.0	1

診療放射線技師 第1次試験：6月24日 第2次試験：8月1日

試験種類	試験区分	採用予定員	受験者数(A)	受験者数(B)			(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			受験者数 計	第2次試験			最終合格者数(D)			最 終 合 格 率 (D)/(B)	最 終 倍 率 (B)/(D)	採用者数 R.1.5.1 現 在
				大学卒	短大卒	高校卒		大学卒	短大卒	高校卒		大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒			
経験者	行政	男	108	75	1	5	3	84	77.8%	19	2	1	22	19	8	2	10	11.9%	8.4	10
		女	31	18	2	1	2	23	74.2%	11	11	1	11	9	5	5	5	21.7%	4.6	4
		計	139	93	3	6	5	107	77.0%	30	2	1	33	28	13	2	15	14.0%	7.1	14
	水産	男	3	2				2	66.7%	1		1	0			0	0	0.0%	1.0	1
		女	1	1				1	100.0%	1		1	1		1	1	1	100.0%	33.3%	3.0
		計	4	3				3	75.0%	2		2	1		1	1	1	0.0%	1.0	1
	合計	男	111	77	1	5	3	86	77.5%	20	0	2	1	23	22	8	0	2	0	10
		女	32	19	2	1	2	24	75.0%	12	0	0	0	12	10	6	0	0	6	5
		計	143	96	3	6	5	110	76.9%	32	0	2	1	35	32	14	0	2	0	16

第1次試験： 10月14日 第2次試験： 11月24日～25日

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最合格率(①)/(B)	終合格率(①)/(D)	最倍率(B)/(D)	終現率R1.5.1在							
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒								
大第 1回 (10月採用)	大学卒	12	男	37	20			20	54.1%	14	14	13	7	7	35.0%	2.9	5									
	女	3	女	7	4			4	57.1%	2	2	2	2	2	50.0%	2.0	2									
大第 1回 (4月採用)	大学卒	25	男	114	80			80	70.2%	68	68	56	24	24	30.0%	3.3	16									
	女	5	女	31	21			21	67.7%	21	21	10	5	5	23.8%	4.2	4									
大第 (武道)	大学卒	1	男	2	2			101	69.7%	89	89	66	29	29	28.7%	3.5	20									
	女	1	女	2	2			2	100.0%	1	1	1	1	1	0.0%	0.0%	0									
大第 2回	大学卒	6	男	113	36			36	31.9%	27	27	20	9	9	25.0%	4.0	3									
	女	2	女	32	5			5	15.6%	3	3	2	2	2	40.0%	2.5	2									
大第 3回	大学卒	5	男	56	29			41	28.3%	30	30	22	11	11	26.8%	3.7	5									
	女	3	女	12	8			8	66.7%	6	24	19	8	8	27.6%	3.6	7									
官察	大学卒	8	計	68	37			37	54.4%	30	30	23	11	11	29.7%	3.4	10									
	高卒	20	男	78	1	44	14	59	75.6%	1	37	13	51	18	3	21	35.6%	2.8	18							
高校卒業程度 (武道)	大学卒	4	女	28	1	17	6	24	85.7%	1	10	4	15	1	4	2	29.2%	3.4	5							
	高卒	24	計	106	2	61	20	83	78.3%	2	47	17	66	63	1	22	5	33.7%	3.0	23						
合 計				70	男	401	167	1	45	14	227	56.6%	134	1	38	13	186	48	0	0.0%	0					
				17	女	110	38	1	17	6	62	56.4%	32	1	10	4	47	33	12	1	4	2	19	30.6%	3.3	16
				87	計	511	205	2	62	20	289	56.6%	166	2	48	17	233	191	60	1	22	5	88	30.4%	3.3	65

大学卒(第1回) ……第1次試験：5月13日、第2次試験：6月16日～19日
 大学卒(第2回) ……第1次試験：7月8日、第2次試験：8月19日～20日
 大学卒(第3回) ……第1次試験：10月20日、第2次試験：12月3日～4日
 高校卒業程度(武道) ……第1次試験：9月16日、第2次試験：10月27日～29日

2 選 考

職員の採用選考の状況は、(1)及び(2)のとおりである。

(1) 採用選考

ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局	知事部局	病院局	教 育 委員会	警察本部	委員会等	計
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第14条第1号	細則第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	人 13 (6)	人 —	人 2	人 21 (21)	人 2 (1)	人 38 (28)
	第14条第3号	細則第7条第3号 (海事職)	3	—	—	—	—	3
	第14条第4号	細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	2	—	—	—	—	2
	第14条第5号～7号、9～11号	細則第7条第5号～7号、9～11号 (医療職)	13	37	—	—	—	50
	第14条第3号	(他の地方公共団体又は国の在職者)	2 (2)	—	—	7 (7)	—	9 (9)
	第14条第4号	(かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第14条第5号・9号	(競争試験を行うことが不適当な職)	8	1	—	2	—	11
	第14条第8号	(任命権者に委任)	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—	—
合 計		41 (8)	38	2	30 (28)	2 (1)	113 (37)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

職種	部局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行政職	部・次長級	0				1	1
	課長級	3			1		4
	グループリーダー	2					2
	企画員	1				1	2
	主任・主任主事・主任技師・主事・技師級	17	1	2	2		22
	計	23	1	2	3	2	31
公安職	警視				3		3
	警部・警部補級				16		16
	巡査部長				8		8
	巡査						
	計				27		27
海事職		3					3
研究職	学芸員						
	研究員	2					2
医療職(一)	医師	6					6
医療職(二)		7	7				14
医療職(三)			30				30
任期付職員							
合計		41	38	2	30	2	113

ウ 公開選考試験実施結果（ア及びイの一部）

試験種類	試験区分	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R15.1現在	備考
						大学卒	短大卒	高校卒						
警察心理	警 察 心 理	男 女 計	3 3	2 2	66.7% 66.7%				第2次試験なし	1	50.0% 50.0%	2.0 2.0	1 1	6/24実施
獣医師	獣 医 師	男 女 計	4 3 7	4 3 7	100.0% 100.0% 100.0%				第2次試験なし	1 3 4	25.0% 100.0% 57.1%	4.0 1.0 1.8	2 2	6/24~25実施
薬剤師	薬 剤 師	男 女 計	1 1 2	1 1 2	100.0% 100.0% 100.0%				第2次試験なし	1 1 2	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	1 1 2	6/24~25実施
船舶乗組員(機関)	船 舶 乘 組 員 (機 関)	男 女 計	1 0 0	0					第2次試験なし					
水産練習船乗組員(航海)	水 産 練 習 船 乗 組 員 (航 海)	男 女 計	0 0 0	0					第2次試験なし					
鳥獣対策	鳥 獣 対 策	男 女 計	8 3 11	5 1 6	75.0% 66.7% 72.7%	1 2 8	6 1 6	5 1 6	2	33.3% 0.0% 25.0%	3.0 0 4.0	2 1 次:10/14 2 次:11/18		
身体障がい者対象(一般事務)	身 体 障 が い 者 対 象 (一 般 事 務)	男 女 計	1 2 3	1 1 2	100.0% 100.0% 100.0%				第2次試験なし	1 1 1	0.0% 2 100.0%	1.0 2 1.5	2 2 10/21実施	

試験種類	試験区分	採用予定員人	性別	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最終合格率(%)	最終倍率(B)/(D)	現役登録者数R15.1在	備考					
				受験申込者数(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他						
選考試験	水産練習船乗組員(第2回)(航海)	1	男女計	0																				
	警察官(再採用)	2	男女計	1	男	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	1	1	1	1	1					
	合計	30	男女計	2	男	25	2	9	13	49	83.1%	5	0	0	5	7	0	4	1	12	24.5%	4.1	10	
					女	9	2	4	5	20	83.3%	1	0	0	1	1	6	2	0	10	50.0%	2.0	7	
					計	83	34	4	13	69	83.1%	6	0	0	6	6	13	2	6	1	22	31.9%	3.1	17

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最最終合格者数R15.1現在	備考		
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
選考試験	研究員 (機械分野)	男	5	4	4	0	80.0%	4	4	2	0	2	2	0	2	2.0	1	1次:6/24 2次:8/3	
		女	5	4	4	0	80.0%	4	4	2	0	2	2	0	2	2.0	1	1次:6/24 2次:8/3	
		計	10	8	8	0	80.0%	8	8	4	0	4	4	0	4	2.0	1	1次:6/24 2次:8/3	
選考試験	研究員 (電子・電気分野)	男	3	3	3	0	100.0%	3	3	2	1	0	1	1	1	33.3%	1	1次:11/4 2次:12/2	
		女	3	3	3	0	100.0%	3	3	2	1	0	1	1	1	33.3%	1	1次:11/4 2次:12/2	
		計	6	6	6	0	100.0%	6	6	4	1	0	2	0	2	33.3%	1	1次:11/4 2次:12/2	
	研究員 (電子・電気分野) 第2回	男	1	1	1	0	100.0%	1	1	1	0	0	1	1	1	33.3%	1	1次:11/4 2次:12/2	
		女	1	1	1	0	100.0%	1	1	1	0	0	1	1	1	33.3%	1	1次:11/4 2次:12/2	
		計	2	2	2	0	100.0%	2	2	2	0	0	2	0	2	33.3%	1	1次:11/4 2次:12/2	
	合計	男	9	7	0	0	0	7	7	0	0	6	3	0	0	3	42.9%	2	1次:11/4 2次:12/2
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	1次:11/4 2次:12/2
		計	9	7	0	0	0	7	7	0	0	6	3	0	0	3	42.9%	2	1次:11/4 2次:12/2

試験種類	試験区分	採用予定人員	受申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最優倍率(B)/(D)	採用者数R1.5.1現在	試験日
				大学卒	短大卒	高校卒・その他							
看護師	(30)	男女	8 59 67	3 30 33	2 2 2	5 55 63	100.0% 93.2% 94.0%	計 23 28	1 1 1	1 16 18	2 38 41	2.7 1.4 1.5	H30.8.11 3 24 27
		男女計							21 22	1 1	16 18	37.5% 69.1% 65.1%	2.7 1.4 1.5
助産師	(3)	男女	5 5	2 2	5 5	3 5	100.0% 100.0%	計 3 2	2 2	1 1	3 3	1.7 1.7	H30.8.11 3 3
		男女計							21 22	1 1	3 3	60.0% 60.0%	1.7 1.7
薬剤師	(6)	男女	3 3	2 2	2 2	66.7% 66.7%	66.7% 66.7%	第2次試験なし 第2次試験なし	1 1	1 1	1 1	50.0% 50.0%	2.0 2.0
		男女計							21 22	1 1	1 1	50.0% 50.0%	2.0 2.0
臨床工学技士	(1)	男女	1 1	1 1	1 1	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	第2次試験なし 第2次試験なし	1 1	1 1	1 1	100.0% 100.0%	1.0 1.0
		男女計							21 22	1 1	1 1	100.0% 100.0%	1.0 0
社会福祉士	(1)	男女	1 5	1 6	1 6	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	第2次試験なし 第2次試験なし	1 1	1 1	1 1	50.0% 50.0%	2.0 2.0
		男女計							21 22	1 1	1 1	50.0% 50.0%	2.0 2.0
臨床検査技師	(3)	男女	3 7 10	2 5 7	1 2 2	3 7 10	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし 第2次試験なし	2 2	1 1	0 3	0.0% 42.9%	1 6.7%
		男女計							21 22	1 1	1 3	0.0% 30.0%	1 6.0
理学療法士	(1)	男女	5 3	3 2	5 1	3 3	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし 第2次試験なし	1 1	1 1	1 1	33.3% 33.3%	3.0 12.5%
		男女計							21 22	1 1	1 1	33.3% 33.3%	3.0 8.0
合計	(45)	男女	19 83 102	10 47 57	0 4 0	9 27 36	100.0% 94.0% 95.1%	計 21 20	0 0	3 17	4 48	4.8 61.5%	4 1.6
		男女計							21 22	0 0	3 17	4.8 61.5%	4 1.6

IV 給与業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は平成30年10月12日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(1) 報告

ア 職員給与等に関する報告

(ア) 職員給与等の状況について

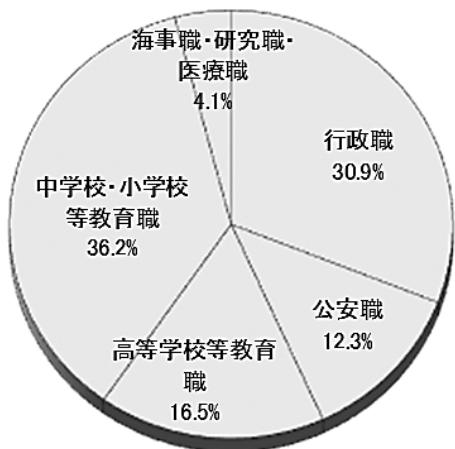
県職員の平成30年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

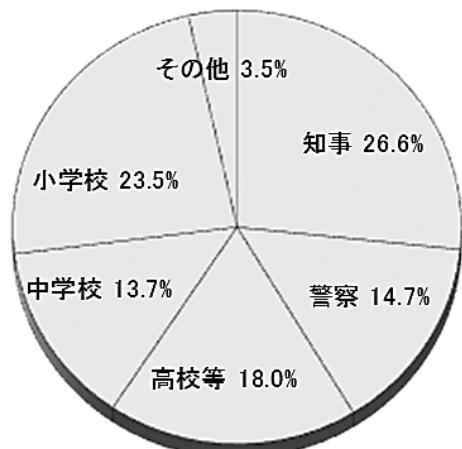
区分 給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年
行政職	人 3,782 (30.9%)	人 3,767 (30.6%)	歳 43.3	歳 43.6	年 21.9	年 22.2
公安職	1,499 (12.3%)	1,493 (12.1%)	38.3	38.2	16.9	17.0
海事職	48 (0.4%)	46 (0.4%)	38.4	38.6	18.6	18.9
研究職	250 (2.0%)	245 (2.0%)	42.1	42.4	18.9	19.1
医療職(1)	42 (0.3%)	46 (0.4%)	41.3	44.3	17.5	19.9
医療職(2)	89 (0.7%)	90 (0.7%)	41.6	43.0	17.7	19.0
医療職(3)	73 (0.6%)	73 (0.6%)	40.0	39.8	18.0	17.7
高等学校等教育職	2,019 (16.5%)	2,030 (16.5%)	45.2	45.0	22.4	22.2
中学校・小学校等教育職	4,419 (36.2%)	4,534 (36.8%)	45.9	46.0	23.1	23.3
合計	12,221 (100.0%)	12,324 (100.0%)	43.8	44.0	21.7	21.8

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

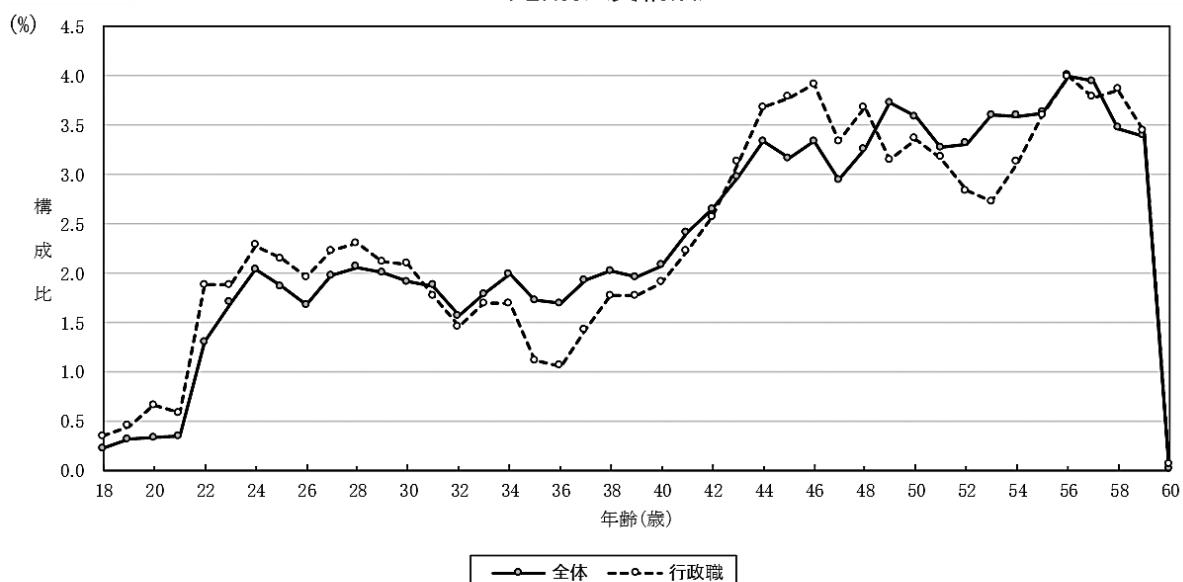
給料表別職員構成比



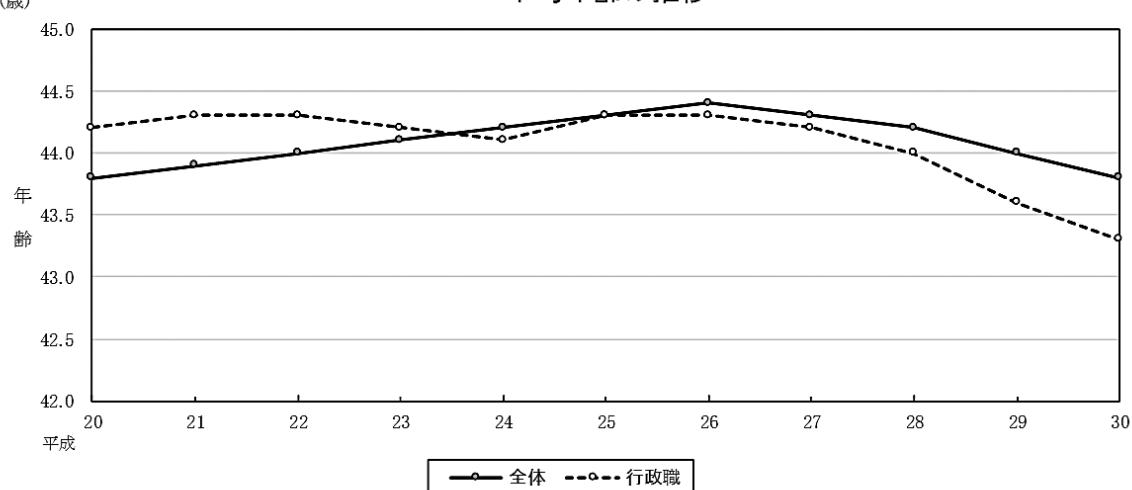
部局別職員構成比



年齢別人員構成比



平均年齢の推移



職員の平均給与月額の状況

区分 項目	全 職 員		行政職の職員	
	平成30年 円	平成29年 円	平成30年 円	平成29年 円
給 料	357,230	358,402	328,156	330,103
管 理 職 手 当	6,475	6,271	8,622	8,324
扶 養 手 当	10,588	10,057	10,429	10,288
地 域 手 当	510	531	699	673
住 居 手 当	4,356	4,216	3,552	3,319
特 地 勤 務 手 当	3,884	3,931	2,694	2,731
そ の 他	2,689	2,661	2,029	2,039
合 計	385,732	386,069	356,181	357,477

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及びべき地手当（準ずる手当を含む）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

(イ) 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所264のうちから層化無作為抽出法により抽出した141事業所を対象に「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち135事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、95.7%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,071人及び医師等職種948人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

① 本年の給与改定等の状況

a 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で47.0%（昨年50.8%）、高校卒で39.4%（同43.8%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で39.0%（同57.3%）、高校卒で38.4%（同55.7%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で61.0%（同42.7%）、高校卒で59.6%（同42.5%）となっている。

b 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は40.3%（昨年49.0%）、ベースアップを中止した事業所の割合は12.1%（同10.9%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は90.7%（同90.4%）、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0%（同0.0%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が33.1%（同27.4%）、減額となっている事業所の割合が3.4%（同8.3%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	40.3 (49.0)	12.1 (10.9)	0.0 (0.0)	47.6 (40.1)
課 長 級	30.6 (42.2)	13.8 (11.9)	0.0 (0.7)	55.6 (45.2)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成29年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		昨 年 に 比べ増額	昨 年 に 比べ減額	昨 年 と 変化なし		
係 員	90.7 (90.4)	90.7 (90.4)	33.1 (27.4)	3.4 (8.3)	54.2 (54.7)	0.0 (0.0)
課 長 級	79.1 (86.0)	79.1 (86.0)	27.9 (23.8)	3.4 (5.2)	47.8 (57.0)	0.0 (0.0)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成29年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.6%、松江市で0.6%とそれぞれ上昇している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ170,170円、208,380円及び246,580円となっている。

(エ) 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成29年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、100.2であった。

本県のラスパイレス指数は97.8（平成28年98.0）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成29年4月1日現在)

指 数 分 布 区 分	都 道 府 県 数
102以上	3
100以上 102未満	23
98以上 100未満	16
96以上 98未満	4
96未満	1
都道府県平均指数	100.2
島 根 県	97.8

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(オ) 人事院勧告の概要（省略）

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月 例 給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与362,163円に対して職員給与は361,618円であり、職員給与が545円（0.15%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 $A - B ((A - B) / B \times 100)$
362,163円	361,618円	545円 (0.15%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

② 特 別 紿

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.08月分に相当していた。これは、昨年（4.04月分）より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.05月）を0.03月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給（A）	職員の期末・勤勉手当（B）	差（A-B）
4.08月分	4.05月分	0.03月分

(+) 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

① 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ減少しているものの、定期昇給の昇給額が昨年と比べて増額している事業所の割合が昨年と比べ5ポイント程度増加していることや昨年と比べて減額している事業所の割合が4ポイント程度減少しているなど、やや改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記6(1)のとおり、職員給与が民間給与を545円（0.15%）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

② 期末手当・勤勉手当について

前記 6(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.05月）は、民間事業所の特別給の支給割合（4.08月分）を0.03月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

③ 初任給調整手当について

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

④ 宿日直手当について

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

(ク) その他の課題

① 住居手当について

国においては、公務員宿舎の削減等により受給者の増加が続いていることから、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住居手当の支給状況等を踏まえ、宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくとしている。

本県においては、制度・構造は国に準拠することを基本としていることから、国の住居手当の検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

② 特殊勤務手当について

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、業務の実績や特殊性についてその現状を十分に把握した上で、手当の対象となる業務を精選し、適切な見直しを行う必要がある。

イ 人事管理に関する報告

(ア) 人事管理上の課題について

① 人材の確保

コミュニケーション能力や企画立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまで試験制度の見直し・改善を行ってきた。討論型や自己PR型の面接試験の導入、U・Iターン型経験者試験の実施及び受験年齢の拡大など、多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としてきたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会の開催、U・Iターンフェア等の合同説明会への参加などの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲等を背景に、近年の受験者数は依然として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人材確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図るとともに、任命権者と連携し、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を積極的に行うなど、受験者の確保に取り組んで行く。

② 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高めるための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、特定の行政分野に精通した専門的な能力を有する職員が求められていることから、中長期的な視点に立った人員配置により、専門的な知識や技術を身につける職員の育成を行っている。

今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

③ 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、勤勉手当・昇給の処遇に的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成28年4月に施行された平成26年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

本委員会では、これまでも、任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきた。

改正法の施行後2年半が経過しており、この間、本県においても既に人事評価が実施されていることから、各任命権者においては、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会としては、今後、各任命権者に対して、評価結果の活用に向けた取組の内容や計画等を確認し、助言等を行うとともに、取組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

④ 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成が取り組まれており、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

平成28年3月に策定された「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」に基づき、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働くよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようとするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならぬ。

a 時間外勤務の縮減

(a) 働き方改革の一層の推進

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が本年6月に成立した。これにより、民間労働者については、いわゆる36協定で定める時間外労働の上限等が定められ、平成31年4月から施行されることとなった。

公務の分野においても、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から長時間勤務の是正は非常に重要な課題であり、時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

国家公務員については、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされ、原則、1箇月について45時間かつ1年について360時間（他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員は、

1箇月については100時間かつ1年について720時間等)とし、大規模な災害への対応や重要な法令の立案等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるが、上限の時間を超えた場合には、各省各庁の長は、超過勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかつたのか事後的に検証を行うものとされたところである。本県においても、今後の国及び他の都道府県等の動きを注視し、時間外勤務の上限規制等について、適切に対応する必要がある。

本県では、平成28年度から「いきいきと働きやすい職場づくり」による所属の実態に応じた取組の中で、3・6協定に準じた時間外勤務の上限設定、個人単位の時間外勤務の進行管理、朝礼・終礼（事前命令の徹底）の実施など、これまで以上の時間外勤務縮減に向けた取組が実施されている。

時間外勤務の縮減のためには、管理監督者が職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握し、特定の職員に過度な業務が集中することのないよう業務の平準化を図るとともに、効率的な業務運営が行える職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、本委員会では、本年度、「いきいきと働きやすい職場づくり」の中で業務改善に取り組む職場において意見交換を行ったところ、働き方改革専任スタッフを中心としたテレビ会議の導入、事務サポートスタッフの設置、外部委託の推進や職員の発案によるオフィス改革などの従前にはない取組が行われており、いずれも職務能率の向上や業務負担の軽減の効果が認められた。今後、任命権者において、同様の業務改善の努力を全ての部局・職場に波及させることが重要である。

このように、長時間勤務の是正のためには、組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが不可欠であり、幹部職員が先頭に立って、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善など、より一層の業務改革に取り組むことが必要である。

(b) 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、文部科学省は、中央教育審議会の議論を踏まえ、平成29年12月に「学校における働き方改革に係る緊急対策」を取りまとめ、今後勤務時間に関する上限の目安を含むガイドラインを示すこととしている。またスポーツ庁からは、本年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の方が長時間の時間外勤務（注1）を行っており、県立学校の教育職員のうち平成29年度の月100時間を超える時間外勤務をした者の割合（注2）は平成28年度より減少しているものの10.7%に達している状況にある。

本委員会がこれまで実施した学校現場における意見交換会においても、教育職

員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

任命権者では、教職員の働き方改革に関して、勤務時間の客観的把握や時間外勤務縮減等に向けた数値目標の設定、目標を達成するための手段などを盛り込んだ「教職員の働き方改革プラン」の策定に向け検討が進められている。

部活動の在り方に関しては、平成29年度に「部活動の在り方検討会」が設置され、今年度において、休養日と活動時間の基準等を示す「部活動の在り方に関する方針」が策定されることとなっている。

また、本年度から県立高校の教員の負担軽減を図るため、大規模高校に教員の事務作業を補助する業務アシスタントが配置されたほか、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

学校における働き方改革に関する国の取組も念頭に、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、現在検討・策定が進められている「教職員の働き方改革プラン」や「部活動の在り方に関する方針」において具体的な取組を講ずるとともに、常に取組の効果を検証し、必要な見直しと改善を行い、より実効性の高い教育職員の負担軽減策を進めていく必要がある。

(注1) 教育職員の申告により把握する「各学校で割り振られた勤務時間以外に勤務している時間」をいう。

(注2) 平成29年度月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、平成29年4月から平成30年3月までの間に月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

b 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまででも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきており、平成29年1月には、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大などの制度改正が行われた。

任命権者は、平成28年3月に策定した「女性の個性と能力が發揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」に基づき、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率（注）及び男性職員の育児休業取得率を、平成32年度までに、それぞれ100%及び13%に向上させることを目標として取組を行っている。

平成29年度の男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、知事部局等98.3%、教育委員会75.0%、警察94.1%であった。また、平成29年度の男性職員の

育児休業取得率は、6.6%であった。

介護のための休暇の取得者数は、平成28年度の310人に対し平成29年度は328人であった。

数値目標の実績値は上昇傾向にあるが、仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに、引き続き努めていく必要がある。

(注) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇（3日以内）又は男性の育児参加休暇（5日以内）を1日以上取得した者の割合である。

c その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

また、平成29年度から全ての任命権者において育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度が導入されたところである。

適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度を導入することはワーク・ライフ・バランスの推進に資するものであることから、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弹力的な勤務時間制度の導入についても、引き続き研究を行う必要がある。

⑥ メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあっては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、平成28年度には、すべての任命権者において、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェック制度の運用が開始されたところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

⑦ ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

平成29年度に知事部局において実施された職員への各種ハラスメントのアンケート調査によれば、そのうちパワーハラスメントを過去1年間に受けたと感じたことがあると回答した職員の割合が回答総数（1,953人）の9.4%となっている。

各任命権者においては、これまでにもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われており、平成29年1月の育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正を踏まえて、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び性的指向又は性自認に関する偏見に基づくセクシュアル・ハラスメントの防止についても、取組が行われているところである。

アンケート調査の結果を踏まえ、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

⑧ 高齢層職員の活用

公務員の高齢期雇用については、関係政府機関による「公務員の定年の引上げに関する検討会」で論点が整理され、本年2月、人事院に対して政府の論点整理を踏まえた国家公務員の定年の引上げについて検討要請が行われた。

人事院ではこれを受けて、「質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引き上げる」とこと、「民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定」すること、「能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持」すること、「短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現」すること、を主な内容とする「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を本年8月に行ったところである。

本県では、平成26年度から新たな再任用制度を開始しており、本年4月1日現在の再任用職員数は312人（行政職104人）で平成25年4月1日現在と比較して267人（行政職98人）増加している。

本県においても、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用する必要性については、国と同様の状況にあることから、今後の政府・国会等の動きを十分に注視しつつ、職員の定年の引上げについて遅滞なく適切に対応できるよう検討を進める必要がある。

⑨ 臨時・非常勤職員制度の改正

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員及び臨時の任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。

任命権者においては、法改正の趣旨等を十分に踏まえ、引き続き、臨時・非常勤職

員の任用根拠の明確化・適正化（職の整理）や服務、勤務時間、給与その他の会計年度任用職員制度の整備等について検討を進め、平成32年4月1日の改正法施行時に改正後の臨時・非常勤職員制度へ適切かつ円滑に移行できるよう着実に準備を行う必要がある。

ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれでは、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

（ア）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

（イ）諸手当

① 初任給調整手当について

a 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を414,800円とすること。

b 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

② 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円、人事委員会規則又は県教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする教育職員の宿日直勤務は8,300円（勤務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き

続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円、12,450円）とすること。

③ 期末手当及び勤勉手当について

a 平成30年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.875月分（特定管理職にあっては、1.075月分）とすること。

b 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分ずつ（特定管理職にあっては、それぞれ1.0月分ずつ）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分ずつ（特定管理職にあっては、それぞれ1.05月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分ずつ（特定管理職にあっては、0.525月分ずつ）とすること。

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(イ) 期末手当について

a 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

b 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(イ) 特定期付職員の期末手当について

a 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

b 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

エ 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、アの(イ)の③のa、イの(イ)のa及びウの(イ)のaについては平成30年12月1日から、アの(イ)の③のb、イの(イ)のb及びウの(イ)のbについては平成31年4月1日から実施すること。

（別記第1から第3まで省略）

2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員に対する給与の支払監理を行った。本年度は、通勤手当の特急加算及び単身赴任手当の新規採用職員への要件拡大に関して確認を行ったが、指摘すべき事項はなかった。

3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

平成30年度中における状況は次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
30.12. 7	第11号	公布日 (30.12. 1)	・平成30年給与改定に伴う改正
30.12.25	第13号	公布日 (30.4. 1)	・平成30年給与改定に伴う改正
31. 3.29	第 6 号	31. 4. 1	・組織改編に伴う管理職手当の区分の改正

○ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
30.12.25	第14号	公布日 (30. 4. 1)	・平成30年給与改定に伴う改正
31. 3. 8	第 3 号	公布日	・技能労務職員に係る規定の削除
31. 3.29	第 7 号	公布日 31. 4. 1	・警察官再採用選考試験実施等に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
30.12. 7	第12号	公布日 (30.12. 1)	・平成30年給与改定に伴う改正
30.12.25	第15号	公布日 (30. 4. 1)	・平成30年給与改定に伴う改正

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
31. 3.29	第9号	31. 4. 1	・狂犬病予防作業等従事手当の改正

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分に関する審査請求の審査

ア 県 関 係

平成30年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成30年度中に1件の審査請求があり、係属中である。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県 関 係

平成30年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成30年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県 関 係

平成30年度中に取り扱った苦情相談は3件であった。

イ 受託団体関係

平成30年度中に取り扱った苦情相談は1件であった。

区 分		県 関 係	受託団体関係	合 計
件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 し			
	新 規	3	1	4
	計	3	1	4
相 談 区 分	いじめ・嫌がらせ	2		2
	そ の 他	1	1	2
	計	3	1	4
処 理 状 況	制 度 説 明 及 び 助 言	2		2
	当 局 へ の 单 な る 伝 達	1		1
	打 ち 切 り		1	1
	計	3	1	4
	次 年 度 に 繰 越			

※相談区分には1事案につき複数計上しているものがあるので、件数及び処理状況 の数値と一致しない場合がある。

(4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査
平成30年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県 関 係

平成30年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成30年度変更内容(変更登録年月日)
1	島根県高等学校教職員組合	S41. 9.20	有	松江市母衣町55-2 島根県教育会館内	役員改選 (30. 4.20)
2	島根県職員労働組合	S41. 9.20	有	松江市殿町1 島根県庁内	
3	島根県教職員組合	S41. 9.20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	
7	島根県教職員協議会	S55. 3.26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (30. 5. 2)
8	島根教職員組合	H 2. 1.26	有	松江市母衣町55-2 教育会館1F	役員改選 (31. 3.22)
9	島根県学校事務職員労働組合	H 2. 5.21	無	松江市浜乃木二丁目8番20号	役員改選 (30. 7.13)

イ 受託団体関係

平成30年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成30年度変更内容(変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S51. 5.20	無	隱岐郡西ノ島町浦郷534の1 西ノ島町役場内	役員改選 (31. 2.19)
18	知夫村職員組合	S52.10.31	無	隱岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選 (30. 5. 1)

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成30年度変更内容 (変更登録年月日)
31	邑智郡総合事務組合職員労働組合	H 7.12.20	無	邑智郡川本町大字川下3083-6 邑智郡町村総合事務組合内	
33	海士町職員組合	H 8. 7.31	無	隱岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	
40	隱岐広域連合職員組合	H11.11.18	無	隱岐郡隱岐の島町城北町355 隱岐広域連合立隱岐病院内	役員改選 (30. 8.23) 規約変更 (30.10.16)
45	隱岐の島町職員組合	H17. 1. 7	無	隱岐郡隱岐の島町城北町 1 番地 隱岐の島町役場内	規約改正 役員改選 (30.11. 6)
46	邑南町職員組合	H17. 2.22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	規約改正 役員改選 (31. 2. 4)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4.11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場赤名庁舎内	役員改選 (31. 3.25)
49	川本町職員組合	H17. 9.30	無	邑智郡川本町大字川本545-1 川本町役場内	規約改正 役員改選 (30. 4. 4) 役員改選 (30. 4.20)
51	自治労奥出雲町職員組合	H17.12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内	
52	美郷町職員組合	H19. 3.30	無	邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内	役員改選 (30.11.26)
53	津和野町職員組合	H24. 7.11	無	鹿足郡津和野町日原54-25 津和野町役場内	

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成30年度変更内容(変更登録年月日)
54	吉賀町職員組合	H25. 9.11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	役員改選 (31. 1.11)
55	雲南市・飯南町事務組合 職員組合	H27.10. 2	無	雲南市加茂町三代1331-1 雲南市・飯南町事務組合雲南 エネルギーセンター内	規約改正 役員改選 (30. 8.23)

(2) 職員団体等の規約の認証

平成30年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、平成30年度末における認証状況は次のとおりである。

団体名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S54.11.29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県関係

平成30年度中における管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
31. 3.29	第8号	31. 4. 1	・組織改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

平成30年度中における島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正した公共団体名	改正の概要
30. 5.11	第10号	公布日	奥出雲町	・組織改正等に伴う改正

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

平成30年度末における号別区分は次のとおりである。

○事業所

号別区分	事業所名	監督機関
第1号	宍道湖流域下水道管理事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課（緑化センター管理スタッフ）	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部	労働基準監督署
第11号	水産技術センター付属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力安全対策課原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 畜産課家畜病性鑑定室 病害虫防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校	人事委員会
第13号	松江市・島根県共同設置松江保健所 保健所(6) 隠岐保健所(島前地域危機管理担当・島前保健環境課) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8)	労働基準監督署

号別区分	事 業 所 名	監督機関
区 分 されない 事 業 所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁（県土整備局、保健所を除く） 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林振興センター(2) 農林振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 水産事務所(2) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人 事 委 員 会

○船 舶

号別区分	船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所）	監督機関
第 12 号	島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、〃 内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校）	人 事 委 員 会
区 分 されない 事 業 所	せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署）	人 事 委 員 会

【参考】労働基準法別表第1による事業

- 第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 第10号 映画の制作又は映写、演劇その他興行の事業
- 第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 第12号 教育、研究又は調査の事業
- 第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

平成30年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ボイラーの設置状況

事 業 所 名	種 類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
自 治 研 修 所	鋳鉄製前後組合せ型（温水）	第59号	30m	8.66 m ²
計 1 事業所	1 基			

○第一種圧力容器の設置状況

事 業 所 名	種 類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隱岐水産高校	蒸煮器（円筒型）	第106号	3.0kg/cm ²	2.07 m ³
邇摩高校	蒸煮器（円筒型）	第76号	2.0kg/cm ²	0.56 m ³
農林大学校	蒸煮器（横置円筒型）	第86号	2.0kg/cm ²	0.64 m ³
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第72号	2.0kg/cm ²	0.58 m ³
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第105号	3.0kg/cm ²	0.64 m ³
松江農林高校	蒸煮器（角横型）	第102号	1.2kg/cm ²	1.65 m ³
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第103号	3.0kg/cm ²	0.63 m ³
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第104号	3.0kg/cm ²	0.135 m ³
浜田水産高校	殺菌器	第114号	0.50MPa	0.61 m ³
浜田水産高校	殺菌器	第115号	0.29MPa	0.28 m ³
益田翔陽高校	滅菌器（角型）	第98号	1.3kg/cm ²	1.548 m ³
矢上高校	蒸煮器（円筒型）	第101号	2.0kg/cm ²	0.24 m ³
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313 m ³
産業技術センター	高圧調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246 m ³

中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015m ³
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第113号	1.96MPa	0.104m ³
計 11事業所	17基			

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成26年度から、各事業場の実態調査を実施している。

平成30年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をするすべての事業場について台帳調査を実施した。そのうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 平成30年12月

○対象事業場 知事部局の地方機関 8 事業場、教育委員会の地方機関 1 事業場、県立高校 1 事業場

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか調査を実施。

4 勤務条件等実態調査

この調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、職員の勤務条件の実態を把握し、職員の適正な勤務条件に関する制度を検討する基礎資料とするために実施した。

- 調査方法及び調査時期 書面調査及び総務事務システムデータ抽出集計により平成30年5月から8月に実施
- 対象事業所 本県の全事業所（250）及び市町村立学校等（300）
合計550事業所
- 調査事項 時間外・休日勤務等の状況、休暇の取得状況など勤務条件に関する事項

5 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

平成30年度中における状況は、次のとおりである。

- 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
31. 3.29	第4号	31. 4. 1	・時間外勤務等の上限規制の導入に伴う改正

- 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
31. 3.29	第5号	31. 4. 1	・学校教育法の一部改正に伴う改正

(参考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間

(平成31年4月1日現在)

氏名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
中田敏哉	S26.6.5～S27.3.31 (1期)	S26.6.5～S27.3.31 (1)
新宮保重	S26.6.5～S28.6.4 S28.7.1～S30.4.19 (2期)	S27.4.1～S28.6.4 (2)
松田賢吉	S26.6.5～S29.6.4 S29.6.5～S31.9.30 (2期)	S28.7.6～S29.7.7 (3) S30.7.7～S31.7.6 (5)
手銭白三郎	S27.4.1～S30.6.4 S30.7.6～S34.7.5 (2期)	S29.7.8～S30.6.4 (4) S32.7.5～S33.7.14 (7)
太田直行	S30.5.19～S32.6.30 S32.7.1～S36.6.30 (2期)	S31.7.7～S32.6.30 (6) S34.7.15～S35.7.20 (9)
柳幸大資	S31.10.1～S33.6.4 S33.6.25～S37.6.24 (2期)	S33.7.15～S34.7.14 (8) S36.10.1～S37.6.24 (11)
片山義雄	S34.7.8～S36.9.30 (1期)	S35.7.21～S36.9.30 (10)
安食義憲	S36.7.1～S39.2.1 (1期)	S37.7.19～S38.7.25 (12)
岩田維保	S36.10.1～S38.2.3 (1期)	
遠藤剛一	S37.7.14～S41.7.13 (1期)	S38.7.26～S41.7.13 (13)
大井修一	S38.2.23～S38.7.7 S38.7.8～S41.4.7 (2期)	
大島六次郎	S39.3.1～S40.6.30 S40.7.1～S44.6.30 S44.7.1～S46.9.29 (3期)	S41.9.1～S44.6.30 (14) S44.7.4～S46.9.29 (15)
高橋定一	S41.7.1～S42.7.7 S42.7.8～S46.7.7 (3期) S46.7.10～S50.7.9	S46.10.13～S50.7.9 (16)
武井正臣	S41.9.1～S45.8.31 (1期)	
堀江珪一	S45.10.8～S49.10.7 (1期)	
山田政治	S46.10.1～S48.6.30 S48.7.3～S52.7.2 (2期)	
三代良信	S49.10.9～S53.10.8 (1期)	S50.7.14～S53.10.8 (17)
兼折博	S50.7.10～S54.7.9 (1期)	S53.10.11～S54.7.9 (18)
森脇孝	S52.7.3～S56.7.2 S58.7.26～S62.7.25 (3期) S62.7.26～S63.5.15 (死亡)	S54.8.1～S56.7.2 (19) S61.10.13～S62.7.25 (24)

氏名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
高橋正夫	S53.10.9～S57.10.8 (1期)	S56.7.3～S57.10.8 (20)
北川 泉	S54.7.26～S58.7.25 (1期)	S57.10.9～S58.7.25 (21)
田江武彦	S56.7.3～S60.7.2 (2期) S60.7.5～H1.7.4	S58.8.2～S60.7.2 (22) S62.7.28～S63.12.22 (25)
脇坂才夫	S57.10.9～S61.10.8 (1期)	S60.7.5～S61.10.8 (23)
星野春雄	S61.10.9～H2.10.8 (1期)	S63.12.23～H2.10.8 (26)
中村寿夫	S63.7.15～H3.7.25 H3.7.26～H7.7.25 H7.7.26～H11.7.25 H11.7.26～H15.7.25 H15.7.26～H19.7.25 H19.7.26～H23.7.25 H23.7.26～H27.7.25 H27.7.26～現在	(8期) H2.10.8～H3.7.25 (27) H3.7.29～H4.2.20 (28) H6.10.31～H7.10.3 (30) H10.8.4～H13.3.31 (32) H14.10.25～現在 (34)
丸磐根	H1.7.5～H5.7.4 (1期)	
長谷川博憲	H2.10.9～H6.10.8 (1期)	H4.2.21～H6.10.8 (29)
竹内 宇右衛門	H5.7.8～H7.5.15 (1期) (死亡)	
大澤亮三	H6.10.11～H10.10.10 (1期)	H7.10.4～H10.8.3 (31)
山本隆志	H7.7.5～H9.7.7 (2期) H9.7.8～H13.7.7	
吉岡 瑩	H10.10.11～H14.10.10 (1期)	H13.4.1～H14.10.10 (33)
池淵功二	H13.7.8～H17.7.7 (1期)	
後藤美利	H14.10.11～H18.10.10 (1期)	
林興平	H17.7.8～H21.7.7 (1期)	
清原茂治	H18.10.11～H22.10.10 (1期)	
猪野郁子	H21.7.8～H25.7.7 (2期) H25.7.8～H29.7.7	
永田伸二	H22.10.11～H26.10.10 (1期)	
本間恵美子	H26.10.11～H30.10.10 (2期) H30.10.11～現在	
長谷川眞二	H29.7.8～現在	

2 委員会の構成

(平成31年4月1日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	中村寿夫	平27.7.26 令元.7.25	弁護士
委員 (委員長職務代理者)	本間恵美子	平30.10.11 令4.10.10	(元) 公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長
委員	長谷川眞二	平29.7.8 令3.7.7	(元) 島根県地域振興部長

3 事務局職員名簿

(平成31年4月1日現在)

職名	氏名	現所属発令年月日
事務局長	平谷伸吾	平30.4.1
企画課長	舟木秀夫	平29.4.1
任用グループリーダー	石田強	平30.4.1
企画員	大島千晶	平30.4.1
主任	森廣泰章	平29.4.1
主任	石原沙也子	平31.4.1
給与グループリーダー	新宮幸晴	平29.4.1
主任幹	清水万由美	平29.4.1
主任	田邊美緒	平31.4.1
主任	岡和樹	平30.4.1

平成 30 年度人事委員会年次報告書

発 行 日 令和元年 7 月

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町 8 番地